

経済センサス活動調査規則の改正について

総務省統計局
経済産業省大臣官房調査統計グループ

1 改正の背景

経済センサス - 活動調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）の定めるところにより、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として実施している。

本調査を令和3年に実施するに当たり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、調査対象、調査事項、調査方法等を見直したことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

調査対象の追加、調査事項、調査方法等の変更等を行うため、所要の改正を行うものである。

(1) 調査対象の追加及び関連規定の整備（第5条、第5条の2、第6条、第10条、第11条、第12条、第13条及び第15条関係）

- ・調査対象に国及び地方公共団体の事業所を追加
- ・従前に行っている国及び地方公共団体以外の事業所を対象とする調査を甲調査、国及び地方公共団体の事業所を対象とする調査を乙調査と規定
- ・乙調査について、調査事項、調査方法、調査期間、調査期間の変更、報告義務、報告方法、調査票等の提出等及び電子情報処理組織による調査票の送付、回収又は提出の手続等の規定を整備

(2) 「指定地域」の規定の削除（第10条及び第12条関係）

- ・調査員調査が困難な地域として指定していた「指定地域」の削除

(3) 調査事項の変更等（第6条関係）

- ・甲調査に係る次の調査事項の削除

事業所の移転及び名称変更の有無
協同組合の種類
学校及び学校教育支援機関の種類
事業所の形態

管理・補助的業務の種類
電子商取引の有無及び割合
リース契約による契約額及び支払額
酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
小売販売額の商品群別割合
チェーン組織への加盟
宿泊業の収容人数及び客室数
同業者との契約割合
信用事業又は共済事業の実施の有無

・甲調査に係る次の調査事項の追加

法人番号
商品売上原価
その他事業の収入額

・甲調査に係る次の調査事項の変更

変更後	現行
政治団体及び宗教の種類	政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類
商品名、仲立手数料及び修理料収入の有無並びに国外販売の割合	販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無
店舗の形態	施設又は店舗の形態

(4) 調査方法の変更及び関連規定の整備 (第10条、第11条、第12条及び第14条関係)

- ・甲調査の調査方法について、「個人経営複数事業所企業の事業所」を直轄調査 (国が調査票を送付する調査) から調査員調査の対象へ、「外国の法人の事業所」及び「企業の事業所のうち従業者数300人以上の単独事業所」を調査員調査から直轄調査の対象へ変更
- ・甲調査の調査方法の変更に伴う、調査期間の変更、報告義務、報告方法及び電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等の規定の整備

(5) 調査期間の変更 (第10条関係)

- ・甲調査の開始期日の変更に伴う調査期間の変更

(6) 立入検査等の追加（第11条の2関係）

- ・立入検査等に係る規定を追加

(7) そのほか所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。